

議案第143号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
さいたま市立 谷田放課後児童クラブ	[略]		さいたま市立 谷田放課後児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 常盤放課後児童クラブ	さいたま市浦和区 常盤9丁目30番 9号	50人
[略]			[略]		
さいたま市立 上木崎放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 上木崎放課後 児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 中尾放課後児童クラブ	さいたま市緑区大 字中尾40番地1	50人
[略]			[略]		
さいたま市立 新開放放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 新開放放課後 児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 針ヶ谷放課後 児童クラブ	さいたま市浦和区 領家7丁目2番1 9号	50人
[略]			[略]		

さいたま市立浦和別所放課後児童クラブ	[略]
さいたま市立高砂放課後児童クラブ	[略]
[略]	
さいたま市立宮前放課後児童クラブ	[略]
[略]	
さいたま市立大戸放課後児童クラブ	[略]
[略]	
さいたま市立柏崎放課後児童クラブ	[略]
[略]	

さいたま市立浦和別所放課後児童クラブ	[略]	
さいたま市立道祖土放課後児童クラブ	さいたま市緑区道祖土1丁目1番1号	50人
さいたま市立高砂放課後児童クラブ	[略]	
さいたま市立大谷場東放課後児童クラブ	さいたま市南区大谷場2丁目13番54号	50人
[略]		
さいたま市立宮前放課後児童クラブ	[略]	
さいたま市立七里放課後児童クラブ	さいたま市見沼区大字東宮下392番地	50人
[略]		
さいたま市立大戸放課後児童クラブ	[略]	
さいたま市立与野本町放課後児童クラブ	さいたま市中央区本町東3丁目5番23号	50人
[略]		
さいたま市立柏崎放課後児童クラブ	[略]	
さいたま市立上里放課後児童クラブ	さいたま市岩槻区上里2丁目2番地	40人
[略]		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。